

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

金融資産の譲渡と会計処理に関する一考察
利益計算との関係を中心に

よしだ けいた
吉田 慶太

Discussion Paper No. 2005-J-7

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

金融資産の譲渡の会計処理に関する一考察 利益計算との関係を中心に

よしだ けいた*
吉田 慶太*

要 旨

金融資産の譲渡の会計処理は、金融資産が細分化されて取引されるという証券化取引の実態、特にそうした取引における留保リスク・便益の状況を貸借対照表上、適切に表示するという情報ニーズに応える形で検討が進められてきた。しかし、金融資産の属性や保有目的に応じて異なる会計処理方法を使い分けるといった混合モデルを前提とした現行の会計基準のもとでは、損益計算書の利益計算面との整合性、特に会計情報としての測定の信頼性や譲渡対象である金融資産の属性や保有目的との関係が重視されており、貸借対照表上での証券化取引の実態開示は、これらの制約下での検討にとどまっている。今後、混合モデルを前提としつつ、貸借対照表における証券化取引の実態開示と損益計算書における利益計算といった異なる目的を達成する方向で金融資産の譲渡の会計処理を検討するに当たっては、例えば、利益計算上の制約条件にかかる適用方法の工夫や注記情報の拡充、さらには損益計算書とは別に貸借対照表面での情報提供機能を拡充するといったアプローチも考えられよう。

キーワード：金融資産の譲渡、認識・認識中止、利益計算、証券化、財務構成要素アプローチ、リスク・経済価値アプローチ、リスクと便益

JEL classification：M41

* 中央青山監査法人公認会計士

本稿は、筆者が日本銀行金融研究所に客員研究員として在籍中に取り纏めたものである。本稿の作成に当たっては、日本銀行金融研究所の方々から有益なコメントを頂いた。もともと、本稿で示されている意見およびあり得べき誤りはすべて筆者に帰属し、日本銀行、金融研究所あるいは筆者の所属するあらゆる機関の公式見解を示すものではない。

目 次

1 . はじめに	1
2 . 金融資産の譲渡の会計処理に関する現行基準および新たな提案の特徴...2	
(1) 現行基準および新たな提案の基本的な特徴	2
(2) 各基準・提案の適用例	11
3 . 金融資産譲渡の会計処理と利益計算の関係	16
(1) 混合モデルを前提とする基準・提案の場合	16
(2) 全面公正価値モデルを前提とする提案の場合	21
4 . 金融資産の譲渡の会計処理のあり方に関する若干の考察	22
(1) 利益計算面からの制約条件	23
(2) 金融資産の譲渡の会計処理のあり方	25
5 . おわりに	26
【参考文献】	28

1. はじめに

近年、金融市場の発展に伴い、金融資産の証券化が盛んに行われ、それに伴い多様な金融商品が開発されてきている。また、このような金融市場の発展に対応する形で、会計制度においても金融商品に関する会計基準の設定が急速に進められている。特に、金融資産の証券化を取り扱った金融資産の譲渡の会計処理¹は、それらの作業の中でも重要なものと位置付けられ、さまざまな検討がなされてきた。

金融資産の譲渡の基本的な会計処理には、金融資産の認識を中止する「売却処理」と、金融資産の認識は継続したままで同資産を担保に借入が行われたとみなす「金融処理」がある。金融資産の譲渡が、譲渡人が譲渡後において譲渡資産と何ら継続的な関係を持たないような単純な資産の売却の場合には、譲渡資産に関するリスクおよび便益はすべて譲渡人から譲受人に移転することとなる。こうした場合について、会計上、当該資産全体を対象に売却処理を行うべきことには、異論はなかろう。しかし、金融資産の証券化の実務では、資産の譲渡後においても譲渡人が譲渡資産に対して、リスクや便益の面で何らかの関係を有する場合が少なくない。例えば、金融資産にかかる経済的便益は譲受人に移転するが、譲渡人は保証の提供や劣後部分の引受け等の信用補完措置により何らかのリスクを留保するといった場合が生じている。以下、本稿では、このような譲渡人の有するリスクを留保リスクという。これは、特に断らない限り、譲渡資産について譲渡人が譲渡後に買戻義務や保証債務などを負うことにより、譲渡人に将来キャッシュ・アウトフローが発生する可能性があることを意味する。

このように証券化の実務においては、金融資産の将来キャッシュ・フローに関する経済的便益やリスクを分解して取引するという実務が発達してきている。このため、金融資産の譲渡の会計処理については、譲渡人が譲渡資産のリスクや便益を留保するような資産譲渡の会計処理のあり方、特に、こうした留保リスク・便益に関する貸借対照表上の認識のあり方が重要な課題となる²。しかし、こうした留保リスク・便益の認識を含めた金融資産の譲渡の

¹ 金融資産の譲渡に関する会計処理としては、譲渡人の貸借対照表から資産の認識中止がなされるかどうかのほか、譲渡人の連結財務諸表において譲受人である特別目的事業体（SPE）を連結するかどうかの問題となるが、本稿では、前者のみを扱うこととし、後者については特に取り上げていない。

² 金融資産の譲渡人が譲渡資産に対してリスクや便益を何らかの形で留保するような資産譲渡における会計処理のあり方に関するこれまでの検討としては、例えば宮田[2004a, b]、を参照。

会計処理は、収益の認識を伴うこともあるために、損益計算書上の利益計算のあり方とも密接な関連を有している。そこで、本稿では、金融資産の譲渡の会計処理について、主に利益計算との関係に着目しながら国際的な動向を整理・検討し、そのあり方について若干の考察を加えることとしたい。

以下、2 節でこれまでに基準化され、あるいは提案されてきている主な金融資産の譲渡の会計処理に関して、その基本的な考え方の特徴を整理する。そのうえで、3 節で各基準・提案における金融資産の認識中止要件を利益計算との関係に着目して分析する。4 節では、3 節の分析を踏まえて、金融資産の譲渡の会計処理のあり方に関して若干の考察を加え、最後の 5 節で、本稿全体をまとめることとする。

2．金融資産の譲渡の会計処理に関する現行基準および新たな提案の特徴

本節では、金融資産の譲渡の会計処理について、(1) 現行の会計基準および新たな提案の基本的な考え方の特徴を簡潔に紹介したうえで、(2) 代表的な取引への適用例を通じて、各基準・提案の異同を浮き彫りにすることとする。

(1) 現行基準および新たな提案の基本的な特徴

ここでは、現行の会計基準および新たな提案の基本的な考え方について、金融資産の認識中止要件を中心に整理を行う。

イ．現行基準

金融資産の認識中止要件にかかる現行基準としては、英国基準に代表されるリスク・経済価値アプローチと、米国基準に代表される財務構成要素アプローチに大別されると考えられる。

英国 FRS5 号 (リスク・経済価値アプローチ)

英国の会計基準において、金融資産の譲渡の会計処理を規律しているのは、英国の財務報告基準 (FRS) 5 号「取引の実質の報告」である。FRS5 号では、企業の財務報告は、取引のすべての側面と影響を勘案し、取引全体を考慮して判断される「取引の実質」を報告するものであるべきだとされている

(par.14)。また、FRS5 号の適用範囲は、金融商品だけでなく非金融商品も含めた財務報告全体とされている (par.11)。

FRS5 号は、資産の譲渡等に伴う資産の認識中止要件の一般原則として、すべての重要なリスクと経済価値 (all significant benefits and risks) の移転を要求している (par.22)^{3,4}。このような金融資産の中に含まれるリスクと経済価値に着目し、その双方の重要な部分が移転するまで資産の認識を中止しないという考え方は、「リスク・経済価値アプローチ」といわれる⁵。

この「リスク・経済価値アプローチ」の特徴としては、金融資産に内包されるリスクと経済価値は 1 つの単位 (unit) として不可分なものと捉えられている点が挙げられる。これにより資産の認識中止にはすべての重要なリスクと経済価値の移転が不可欠であり、それらが移転していない場合には資産の認識中止は認められない。こうした場合には、当該資産を引き続き認識するとともに、譲受人から対価として受け取った金額を負債として認識する会計処理 (金融処理) を行うことになる。ただし、すべての重要な資産のリスクと経済価値が移転していない場合でも、一定の条件を満たすときには⁶、

³ FRS5 号においてリスクとは、経済価値の金額の不確実性であり、潜在的な利益と損失の両方を含むものである (par.5)。また、リスクと経済価値が重要かどうかは、当該資産に関して実務上発生しそうなリスクと経済価値の中での重要性によって判断されるべきであり、発生可能性のあるすべてのリスクと経済価値との比較で判断されるものではない (par.25)。

⁴ すべての重要なリスクと経済価値が移転したと認められるためのより具体的な要件としては、例えば、証券化の場合には、以下の 3 つの要件を満たすことが必要とされている (par.D7, D8)。

取引が独立した第三者間の公正な売買価額で行われること

取引が確定した価格で行われ、かつ譲渡人が損失について明示または黙示のリコース義務を負わないこと

譲渡人は、証券化資産が期待以上の成果を生んだ場合、あるいは期待以下の成果しか生まなかった場合でも、利益を得たり損失を負ったりしないこと

⁵ この英国 FRS5 号のほか、米国の財務会計基準審議会 (FASB) 実務広報 (TB) 85 - 2 「CMO の会計」(1985 年公表) や国際会計基準 (IAS) 公開草案 E40 号「金融商品」(1991 年公表)、同 E48 号「金融商品」(1994 年公表) も「リスク・経済価値アプローチ」に依拠したものであった。例えば E48 号では、「実質的にすべて」のリスクと経済価値が他に移転した場合を認識中止の要件とする、とされており、FRS5 号と同様の規定がなされていた。

⁶ 具体的には、次の条件をすべて満たす場合とされている (par.27)。

資金調達が特定の資産 (または類似資産のポートフォリオ) と結びついており、かつ、借入の場合には、当該資産のみが担保とされ、資金調達主体が保有するその他の資産は担保とされていないこと

資金提供者は資金調達主体の他の資産に対して明示的にも黙示的にもリコースをもたず、かつ、資金調達主体は資金提供者に対する支払義務を負わないこと

資金調達主体の経営者は、結合表示が用いられている各財務諸表において、損失を負う

「結合表示 (linked presentation)」という表示方法が認められている。この結合表示とは、貸借対照表において譲渡対象資産の総額を表示するとともに、当該資産の譲渡の対価として譲受人から受け取った金額のうち返済不要額を当該資産からの控除形式で表示するものである (pars.26, 27)。

さらに、FRS5 号では、例外的な会計処理として、すべての重要なリスクと経済価値が移転していない場合でも、一定のケース⁷に該当する場合には、資産のリスクと経済価値に重要な変化があるとして、当該資産について、部分的に認識中止することや、全面的に認識中止したうえで買戻義務や保証債務を負債計上すること (par.23) が認められている (以下、本会計処理を「FRS5 号の例外的な会計処理」という)。

米国 SFAS140 号、日本基準および改訂前 IAS39 号(財務構成要素アプローチ)

金融資産の譲渡に関する米国の現在の会計基準は、「リスク・経済価値アプローチ」には問題点があるとの考え方に立ったうえで⁸、金融資産の認識中止

義務はなくその意図もないことを明示すること

資金提供者は、担保とされた特定の資産から生じる資金によってのみ返済を受け、その他のリコース請求をしないことに書面で同意していること。さらに、そのような同意が、結合表示を用いるすべての財務諸表上に注記されていること

当該資産から生じる資金が、資金提供者へ支払を行ううえで十分でないとしても、資金調達者のデフォルト事由とはならないこと

資金調達主体が、調達資金の返済まで当該資産を保有する権利や義務を有することを定めた条項がなく、また、いつでも当該資産を再取得する権利や義務を有することを定めた条項もないこと

⁷ 具体的には、取引が次の 1 つまたは複数のケースに該当する場合とされている (pars.71-73)。

ある資産の一部だけの譲渡のケース

ある資産全部の残存期間のうち一部の期間だけの譲渡のケース

ある資産全部の残存期間のすべてに亘る譲渡であるが、譲渡人が当該資産にかかるある程度重要な (some significant) 経済価値またはリスクを留保しているケース

⁸ FASB は、「リスク・経済価値アプローチ」に対して、以下のような問題点を指摘している (SFAS140 号 pars.133-136)。

「すべての重要なリスクと経済価値の移転」という点についての解釈が主観的な評価に基づき行われることとなり、実務上の混乱が生じる。

成長する金融市場において金融資産が分解して取引されているにもかかわらず、金融資産を分解できない資産とみなすことは、金融資産の譲渡の効果を忠実に反映しない。

例えば、証券化において同じく劣後部分を保有している場合でも、(a)単に劣後部分のみを取得した場合は、劣後部分のみを単一の資産として認識することになるのに対して、(b)一旦、すべての金融資産プールを取得し、優先部分を売却した残りとして劣後部分を保有している場合は、すべての重要なリスクと経済価値が移転しているとはいえない

の判断規準として「財務構成要素アプローチ」を採用している。すなわち、2000年に財務会計基準審議会（FASB）が公表した財務会計基準書（SFAS）140号「金融資産の譲渡およびサービス業務、負債の消滅に関する会計」では⁹、金融資産の譲渡後に存在する資産および負債の構成要素を調査することによって分析するアプローチを採用し、各当事者は、譲渡後に支配している資産および負担している負債を認識するとともに、譲渡により支配を放棄した資産および消滅した負債はもはや認識しないこととされている（pars.9, 142）。このように、金融資産がその譲渡において構成要素に分解できるということを前提に、譲渡後に存在する各構成要素に対する「支配」（control）の有無に応じて認識および認識の中止を判断する考え方は、「財務構成要素アプローチ」と呼ばれている。

証券化の実務では、金融資産の将来キャッシュ・フローから得られる経済的便益とリスクが分解されて取引され、経済的便益は譲受人に移転するが、譲渡人に何らかのリスクが留保される場合がある。FASBは、金融市場において金融資産が分解して取引されている実態を財務諸表に反映させるという実務上の要請を考えると、「財務構成要素アプローチ」が採用されるべきであると説明している。これは、金融資産の価値は契約上の権利内容によって決まる部分が大きく、その価値の実現において企業の経営技術が果たす役割は限られているため、金融資産の価値を分解して捉えても特段の支障は生じないとみられることを背景にしたものと考えられる（par.148）¹⁰。また、一般に、資産とは「特定の企業に支配された将来の経済的便益」、負債とは「特定の企業において現在の義務から生じる将来の経済的便益の犠牲」と定義されるが¹¹、財務構成要素アプローチは、こうした資産および負債の定義とも整

として、優先部分および劣後部分の両方を資産として認識することになるなど、取引の順序によっては異なる会計処理を要求することになる。こうしたことは、会計専門家は会計上において現実の差異を隠しても、また差異を偽造してもならないとする概念フレームワークの規定（FASB概念書（SFAC）2号「会計情報の質的特徴」par.119）に反することになる。

⁹ 1996年6月にFASBは、金融資産の譲渡に関する会計処理としてSFAS125号を公表し、新たなアプローチである「財務構成要素アプローチ」を採用することを決定した。同アプローチは、2000年9月に公表されたSFAS140号においても引き継がれることとなった。

¹⁰ 一方、非金融資産の価値については、契約上の権利内容よりも企業の経営技術の影響が大きく、企業の経営技術とともに資産が一体として活用されることによって価値が生み出されると考えられることから、そのような資産を分解して捉えることは適当でないと考えられている（par.148）。

¹¹ 例えば、FASBの概念書（SFAC）6号「財務諸表の要素」では、資産とは「過去の取引または事象の結果として、ある特定の企業により取得または支配されている、発生の可能

合的であるとされている（pars.141, 142）¹²。

なお、「財務構成要素アプローチ」において、金融資産の認識の中止はあくまで譲渡人が所有していた金融資産に対する「支配」が放棄されたかどうかで判断されるが¹³、支配の放棄が認められる具体的な要件の1つとして、SFAS140号では譲渡資産が譲渡人から法的に隔離されていること（倒産隔離）が必須とされている（par.9a）¹⁴。

金融資産の認識中止に関する「財務構成要素アプローチ」の考え方は、日本の会計基準（「金融商品に係る会計基準」。以下「金融商品会計基準」という。）においても採用されている¹⁵。すなわち、そこでは、金融資産の認識中止の要件として金融資産に対する「支配」の移転が求められており¹⁶（「金融

性の高い将来の経済的便益である」、負債とは「過去の取引または事象の結果として、ある特定の企業が他の企業に対して、将来資産を譲渡したサービスを提供するという、現在の義務から生じる可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」と定義されており（pars.25, 35）資産の本質は経済的便益、負債の本質は経済的便益の犠牲であることが明示されている。

¹² 財務構成要素アプローチでは、資産を保有しているとは、その経済的便益を支配していることに他ならず、資産の譲渡が行われたとは、経済的便益の支配が放棄されたことであると捉えることになる。これは、資産の譲渡を、貸借対照表上で資産として計上されていたもののうち、資産の定義を満たさなくなったものについて、譲渡が行われたものと捉える見方であるということができる。

¹³ SFAS140号において金融資産に対する「支配」が放棄されたものとされるのは、次の要件がすべて満たされた場合である（par.9）。

譲渡資産が譲渡人から隔離され、破産または他の管財人の管理のもとでも、譲渡人およびその債権者が力を及ぼす範囲外にあると推定されること

各譲受人（譲受人が適格な特別目的事業体 QSPE である場合には、その受益権の各保有者）が、譲受資産（または受益権）を担保差入れまたは交換する権利を有しており、かつ、譲受人（または保有者）がそのような権利を行使することを制約したり、譲渡人にわずかと考えられる以上の便益を提供する条件が付されていないこと

(a) 譲渡人に対して、譲渡資産をその満期前に買い戻すまたは回収する権利および義務を与える契約、または(b) クリーンアップ・コール以外の方法で一方的に特定の資産をその保有者から返還させる能力、のいずれかを通じて、譲渡資産の実質的支配を譲渡人が維持していないこと

¹⁴ 米国においてこのような法的な考慮が必要とされている理由としては、証券化の実務への配慮を挙げることができよう。すなわち、米国基準では、取引の経済的実質を判断する場合の要素として、証券化の実務上重視されている法的な側面も考慮することが必要と考えられているとみることができるとされる（例えば、秋葉[1996]p.27 参照）。

¹⁵ 金融商品会計基準では、「認識中止」と同じ意味で「消滅の認識」という表現が用いられている。

¹⁶ 金融商品会計基準では、次の要件がすべて満たされた場合に、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したものとされる（『金融商品に係る会計基準』第二 - 二 - 1, 『金融商品に係る会計基準注解』注4）。

譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されていること

商品会計基準」第二 - 二 - 1)、その点は米国基準と類似している。もっとも、「支配」の移転の具体的要件において、日本基準では、米国基準と同様に倒産隔離が要件とされているものの、一定の場合には、第三者対抗要件の具備だけが要求され、債務者対抗要件の具備までは求められないこと、米国基準では要件とされている「譲受人が譲渡人にわずかと考えられる以上の便益を提供しないこと」が求められていないこと等の点で、日本基準と米国基準の間には相違がみられる。

また、改訂前の国際会計基準 (IAS) 39 号「金融商品：認識および測定」(以下「改訂前 IAS 39 号」という。)¹⁷も米国基準と類似しており、企業は契約中に特定された便益に対する権利を放棄したときに金融資産またはその一部に対する「支配」を失い、その場合、当該金融資産またはその一部の認識を中止することとされている (par.35)。しかし、改訂前 IAS39 号はこのような「支配」の喪失により認識を中止するという一般原則とその例示のみを規定しており¹⁸、米国基準や日本基準のように「支配」の移転の具体的要件を明示していなかった。特に、改訂前 IAS39 号では、米国基準や日本基準では「支配」の移転の要件とされている譲渡人等からの倒産隔離が求められていない点が特徴的であった。

譲受人(譲受人が一定の要件を満たす特別目的会社の場合には、その発行する証券の保有者)が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できること

譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利および義務を実質的に有していないこと

¹⁷ 本稿の改訂前 IAS39 号とは 2000 年 10 月改訂の IAS39 号を指す。その後、2003 年 12 月に新たな改訂 IAS39 号が公表され、2005 年 1 月以降開始の期より適用すべき扱いとなっている (脚注 25 参照)。

¹⁸ 例えば、譲受人が譲渡された資産の便益を獲得する能力を有する場合にのみ、譲渡人は「支配」を喪失するとされ、そうした場合の例示として以下のような項目が挙げられている (par.41)。

譲受人が譲渡資産の公正価値のほぼすべてを自由に売却または担保に供することができる場合

譲受人が事業目的が限定されている特別目的会社 (SPC) で、SPC またはその会社の受益証券の保有者が譲渡資産の便益のほとんどすべてを享受できる場合

なお、上記の譲受人の能力は例示以外の方法でも示すことができるとされ、限定されていない。

また、譲渡人が「支配」を喪失しない場合の具体例も列挙されている (pars.38-40) が、その中には「支配」の移転の考え方とリスクと経済価値の移転の考え方が混在しており、首尾一貫していないと指摘されており (山田[2002])、このことがその後の IAS39 号改訂の契機の 1 つになったと考えられる。

ロ．新たな提案

現行基準のうち、英国基準の一般原則である「リスク・経済価値アプローチ」は、認識中止の判断基準が単純であるという長所があるものの、証券化等における金融取引の実態が財務諸表に十分に反映されない可能性があるという短所がある。また、米国基準の「財務構成要素アプローチ」についても、金融取引の実態が財務諸表に反映され易いという長所があるものの、認識中止の判断基準が複雑であるという短所がある。このため、新たな基準を模索する国際的な動きとして、以下のような提案が行われてきている。これらの新たな提案に基づく考え方については、反対意見が多く、当面は実際に基準として導入される可能性は低いと考えられるものの、今後の金融資産の譲渡の会計処理のあり方を検討するうえで参考となる部分が少なくないため、本稿の分析対象とすることとした。

JWG ドラフト基準（構成要素アプローチ）

ジョイント・ワーキング・グループ（JWG）¹⁹より2000年12月に公表されたドラフト基準「金融商品および類似項目」（以下「JWG ドラフト基準」という。）では、金融商品について全面的な公正価値会計、すなわち原則としてすべての金融商品を貸借対照表上、公正価値で評価するとともに、その公正価値の変動をすべて当期の損益計算書に反映させる会計処理の採用が提案されている（pars.69, 136）。そこでは、資産の属性や保有目的よりも外形に着目して金融商品の範囲を決定し、一律に公正価値会計を適用するという考え方が採られている。

このような金融商品の全面公正価値会計の前提のもとで、JWG ドラフト基準では、多くの金融商品を契約上の権利の束という構成要素で構成されているものと捉えて（par.3.8）、個々の構成要素について認識および認識の中止を行うべきかどうかを判断することが求められている（par.3.15）。このため、JWG ドラフト基準において金融商品の認識および認識の中止の考え方とし

¹⁹ 日本を含む主要 9 カ国および国際会計基準委員会（IASB：International Accounting Standards Committee の略称。2001年4月の組織改正に伴い、現在は国際会計基準審議会<IASB：International Accounting Standards Board>となっている。）からの参加者により構成される Joint Working Group of standard-setters の略称。なお、JWG ドラフト基準策定過程における各参加者の見解は、各参加者個人の見解であるとされている。

て採用されたアプローチは、「構成要素アプローチ」と呼ばれている^{20, 21}。
「構成要素アプローチ」では、金融資産またはその構成要素のうち、契約上の権利を有するものについては引き続き認識を行うとともに、もはや契約上の権利を有さなくなったものについては認識の中止を行う。また、新たに有することとなった契約上の権利または義務については、金融資産または金融負債を認識することになる（pars.31, 37）。

ただし、JWG ドラフト基準では、上記のような会計処理だけでなく、個別の判断規準²²も定められている点は留意する必要がある。

²⁰ JWG は、認識および認識中止の問題を解決するために、前述の「リスク・経済価値アプローチ」に基づく英国の FRS5 号と「財務構成要素アプローチ」に基づく米国の SFAS140 号との調整を図ることによって共通的なアプローチを開発することを試みた。しかし、両者は両立できないと判断し、新しいアプローチとして、「一括アプローチ（認識の中止となる可能性がある事象に着目し、過去に認識された資産のすべての認識の中止をすべきかどうかを問うもの）」と「構成要素アプローチ」の2つのアプローチを検討したが、最終的に「構成要素アプローチ」を採用した。

²¹ JWG が「構成要素アプローチ」を採用することとした主な理由としては、以下の点が指摘されている（pars.3.16-3.25）。

市場の経済実態を最もよく反映する

金融市場の参加者は、全体としての金融商品を権利・義務に分解し、取引しており、そのような見方やリスク管理の方法と整合する。

公正価値システムの要求を最もよく満たす

金融商品の公正価値を測定する前提として、企業の有する権利・義務のみを考慮すべきであると考えられる。

実際の適用が可能である

分解によって新たに生じる資産や負債は多くなく、また市場の経済実態を反映するため、通常、取引時の価格は十分理解されている。

利用者にとっての理解可能な会計情報である

金融取引の複雑化に伴い、それらに含まれるリスクの開示や説明に対するニーズが増大している。

²² 具体的には、実質を有する金融資産の譲渡（譲受人が金融資産の譲受人となること以外に実質のある事業を行っている場合、または、譲渡された構成要素が譲渡人から隔離されている場合に、当該譲渡は実質を有するとされる〈par.36〉）については、以下のような構成要素アプローチによる認識・認識中止の具体的な判断規準が別途定められており、下記 ~ について検討し、それらに該当しないものについて、下記 の適用が求められる扱いとなっている。

譲渡人が譲渡資産に対し、継続的関与を有さない場合には、譲渡人は当該資産全体の認識を中止する（par.51）

に該当しない場合で、譲受人が、(a)譲受資産のすべてを第三者へ譲渡する実際上の能力を有し、かつ、(b)その実際上の能力を一方的に、かつ、譲渡に関して追加的な制約を課す必要なしに行使できる場合には、譲渡人は譲渡資産全体の認識を中止する（par.55）

、に該当しない場合で、譲渡人が、受取対価の全額の返済を行うか、または行う可能性のある義務を有する場合は、資産の認識を継続し、代金を返却する負債を認識する（par.64）

なお、JWG ドラフト基準は、金融商品を細分化して捉えている点では前述の財務構成要素アプローチと似ているが、金融資産の譲渡において譲渡対象である金融資産の倒産隔離が認識中止の必須要件として課されていない点では SFAS 140 号や日本基準とは異なっている²³。

IAS39 号改訂草案（継続的関与アプローチ）

国際会計基準審議会（IASB）は、金融資産の認識中止の判断規準として、改訂前 IAS39 号の矛盾した概念²⁴を取り除き、曖昧さがなく内部的にさらに首尾一貫した適用可能なアプローチを確立する必要があると判断し、「継続的関与アプローチ」という新たなアプローチを提案する IAS39 号の改訂草案を、2002 年 6 月に公開した²⁵。

「継続的関与アプローチ」とは、譲渡資産が分割可能であることを前提に、譲渡人がどの程度まで譲渡資産に継続的に関与しているかを判断し、譲渡人が譲渡資産（またはその一部）について継続的関与を有していない部分につ

、 に該当しない場合で、(a)譲渡人が受取対価の一部の返済を行うか、または行う可能性のある義務を有するか、および/または、(b)譲渡人が、譲渡された構成要素のうち譲受人が で示した実際上の能力を持たないものに対して、コール・オプションを有している場合には、資産の一部の認識を継続し、代金の一部を返却する負債を認識し、当該資産の残りの認識の中止を行う（par.67）

上記すべてに該当しない場合には、譲渡人がもはや所有しない構成要素の認識の中止を行い、まだ所有している構成要素を認識する

このほか、パス・スルー取引については、原資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を有する企業（回収人）が、最終受取人に支払うべきキャッシュ・フローが原資産からの回収額を全額または比例的基準で反映することを要求されている場合には、当該資産の一部または全部の認識を中止する扱いとなっている（par.43）。これは、企業が回収したキャッシュ・フローを他の企業に支払う契約上の義務は、新たな義務の引受けではなく、関連する資産の契約上の権利の放棄と捉えて、資産および負債の両建てではなく関連する資産の認識の中止を行うものである。

²³ 例えば、金融資産の譲渡のうち、譲受人が実質のある事業を行っている場合には、それにより「実質を有する金融資産の譲渡」とされ、倒産隔離は求められていない。

²⁴ 脚注18を参照。

²⁵ その後、IASB は、IAS39 号改訂草案に対するパブリック・コメントとして継続的関与アプローチの導入に反対する意見が多数寄せられたことを踏まえて同アプローチの導入を取り止めて（IASB[2003a]）、改訂前 IAS39 号と同様に「支配」の考え方とリスクと経済価値の移転の考え方を混在させることを前提としつつ、両者の関係を明確化する方向での見直しを行い、2003 年 12 月に新たな改訂 IAS39 号を公表した。かかる改訂後の IAS39 号では、金融資産の認識中止について、まずリスク・経済価値アプローチにより判定を行い、それで判定できない場合には、当該資産に対する譲渡人の「支配」の有無、より具体的には、譲受人による当該資産の自由処分権の有無により判定する扱いとなっている（IASB[2003b]pars.20-23）。

いてはその範囲で認識の中止を行うという考え方である²⁶。

なお、譲渡人が継続的関与を有している場合、その部分については資産の認識を継続し、同時に、払い戻す可能性のある当該資産にかかる受取対価を借入金として負債認識する（par.52）。こうした資産および負債の両建て認識の理由につき、本草案では、譲渡人は、当該資産にかかる将来の便益に対して継続的関与を有しているほか、譲受人に当該資産にかかる受取対価を払い戻す可能性があるという意味で条件付の負債を負っているからと説明されている（par.C44）。

（２）各基準・提案の適用例

（１）で概観した各基準・提案における金融資産の認識中止要件の違いは、例えば、部分的譲渡、保証付譲渡、およびコール・オプション付譲渡の会計処理の違いとなって現れてくる。そこで、ここでは、各基準・提案の異同をより明らかにする観点から、上記～のケースに各基準・提案を適用した場合の会計処理について整理する。なお、財務構成要素アプローチのうち、日本の「金融商品会計基準」とIAS39号は、SFAS140号とほぼ類似していることから、以下では、同アプローチによる基準として、SFAS140号のみを取り上げることとする。

イ．部分的譲渡のケース

ここでは、金融資産を非譲渡部分と譲渡部分に分割して部分的に譲渡した場合の会計処理について検討する²⁷。

FRS5号の一般原則では、譲渡人が非譲渡部分を保有していることにより、すべての重要なリスクと経済価値の移転がなされていないと判断される場合には、譲渡資産全体の認識中止の要件が満たされることはない（par.23）。こ

²⁶ IAS39号改訂草案では、次の要件がすべて満たされた場合に、金融資産に対する譲渡人の継続的関与がないものとされる（par.37）。

譲渡人が、(a)キャッシュ・フローに対する契約上の権利を放棄している、もしくは(b)一定要件を満たすパス・スルー契約を締結していること

譲渡において、(a)譲渡人が当該契約上の権利を再取得することになる、もしくは(b)譲渡した契約上の権利の価値が変動した場合に、譲渡人が支払義務もしくは受益権を有することとなるような契約上の条項がないこと

²⁷ 具体的には、適用例を単純化するため、金融資産を優先部分と劣後部分に分割して譲渡する場合ではなく、金融資産を元本部分と金利部分に分割してどちらか一方を譲渡する場合や、金融資産にかかるキャッシュ・フローをプロラタで譲渡部分と非譲渡部分に分割する場合を想定する。

の場合、譲渡資産を担保とする借入取引としての会計処理（金融処理）が行われ、譲渡資産を引き続き認識するとともに、受取対価を資産・負債両建てで認識する扱いとなるため、譲渡による売却損益は一切計上されないことになる²⁸。ただし、前述のように、譲渡資産にかかるすべての重要なリスクと経済価値の移転がなされていないと判断される場合であっても、リスクと経済価値に重要な変動がある場合で、かつ、一定条件（脚注7参照）を満たす場合には、例外的な会計処理として、金融資産の部分的な認識中止が認められる（par.23）。この場合、売却の対価として得た資産から譲渡部分の帳簿価額を控除した差額が売却損益として計上されることとなるが、譲渡資産の帳簿価額を譲渡部分と非譲渡部分に按分する際の測定が困難であり、結果として生じる損益が不確実なときには、発生する可能性のある損失は全額を引当金として計上する一方で、利益のうち不確実な部分は繰り延べる扱いとなっている（pars.24, 74）。

SFAS140号では、「財務構成要素アプローチ」に基づき、「支配」の放棄の要件を満たす限り、金融資産の部分的な認識中止がなされる（par.9）。この場合、譲渡部分と非譲渡部分の帳簿価額は、譲渡時の譲渡部分と非譲渡部分の公正価値の比に基づき、譲渡前の金融資産の帳簿価額を按分して求められる。また、当該資産の譲渡の結果として、非譲渡部分の帳簿価額を引き続き認識する²⁹とともに、売却の対価として得た資産（現金）から譲渡部分の帳簿価額を控除した差額が売却損益として計上される（pars.10a, 10b, 11a, 11d）。

JWGドラフト基準では、ここでの設例のような部分譲渡のケースについては、金融資産の構成要素のうち、譲渡部分の認識が中止され、非譲渡部分の認識は、その公正価値によって継続される（pars.31, 37）。この場合、当該期の期末において、非譲渡部分の期末時点における公正価値評価額および譲渡部分の認識中止時点における公正価値評価額の合計額と、当該期の期首（または当該期中に最初に認識された時点）における譲渡前の金融資産の公正価値評価額、の差額が、当該期の損益に計上される（pars.136, 380）。

²⁸ ただし、一定の条件（脚注6参照）が満たされる場合、負債計上される受取対価のうち返済を要さない額については、資産から控除する形式での表示（結合表示）が認められる。

²⁹ 金融資産の譲渡において、非譲渡部分は譲渡前の金融資産とは異なる資産ではあるが、「支配」の放棄はなされていないため、非譲渡部分の帳簿価額は譲渡前の資産の帳簿価額を按分計算することとされ、譲渡においても非譲渡部分からは損益が認識されないこととされている（par.273）。

したがって、JWGドラフト基準では、当該期における金融資産の譲渡部分と非譲渡部分の公正価値の変動が損益となるため、譲渡部分の売却損益が個別に計上されるわけではない。

IAS39号改訂草案では、金融資産のうち譲渡人が継続的関与を有していない部分について部分的な認識中止が認められる。この場合、SFAS140号と同様に、譲渡部分と非譲渡部分の帳簿価額は、譲渡時の譲渡部分と非譲渡部分の公正価値の比に基づき、譲渡前の金融資産の帳簿価額を按分して求められる。そして、売却の対価として得た資産（現金）から、譲渡部分の帳簿価額を控除した差額が売却損益として計上される（par.47）。

ロ．保証付譲渡のケース

次に、金融資産の譲渡人による信用補完措置の1つである、譲渡人がその譲渡後に譲渡資産の一部にかかるキャッシュ・フローの回収を保証する場合の会計処理について取り上げる。

FRS5号の一般原則では、たとえ譲渡資産の一部にかかるキャッシュ・フローの回収に対する保証のケースであっても、すべての重要なリスクと経済価値の移転がなされていないと判断されれば、資産全体の認識中止の要件が満たされることはない³⁰。この場合、譲渡資産を担保とする借入取引としての会計処理（金融処理）が行われるため、譲渡により売却損益は一切計上されないことになる³¹。ただし、前述したように、すべての重要なリスクと経済価値が移転していないと判断される場合でも、資産のリスクと経済価値に重要な変動があるときには、一定の条件のもとで、FRS5号の例外的な会計処理が認められ、譲渡資産の認識を中止し、保証債務を負債として新たに認識することになる（par.73）。この場合、売却の対価として得た資産から、譲渡資産の帳簿価額と新たに認識された負債の金額を控除した差額が売却損益として計上される。

SFAS140号では、「支配」の放棄の要件を満たす限り、譲渡資産の認識中止がなされるとともに、保証債務が新たに生じた負債として公正価値で認識される。また、当該資産の譲渡の結果として、売却の対価として得た資産（現金）から新たに引き受けた負債（保証債務）の公正価値と譲渡資産の帳簿価

³⁰ FRS5号では、譲渡人が譲渡資産の回収に対して保証する場合、その取引のすべての側面と影響を勘案し、リスクと経済価値の移転の有無を評価することとなる（par.19）。

³¹ なお、一定の条件が満たされる場合、負債として計上される受取対価のうち返済を要さない額については、資産から控除する形式での表示（結合表示）が認められる。

額を控除した差額が売却損益として計上される。ただし、保証債務の公正価値が実務的に測定困難な場合は、それを売却益が認識されない額³²で測定することが求められているため、売却益の計上はされないことになる（par.71）。

JWG ドラフト基準では、保証付譲渡は、通常、個別の判断規準を満たす「実質を有する譲渡」（注 22 における または ）に該当する。すなわち、取引の全部または一部が譲渡資産を担保とする借入取引として扱われ、譲渡によって受け取った対価のうち払戻しを要求される可能性のある最大額を、負債として認識するとともに、譲渡資産に関しては、当該負債額を超える部分の金額の範囲内で認識を中止する（pars.64, 65）。なお、譲渡資産の一部の認識中止に伴う当該期の損益計上は、前記の部分的譲渡の場合と同様である。他方、「実質を有する譲渡」に該当しない場合には、譲渡資産全部の認識が中止されるとともに、保証債務が新たな債務として、公正価値で認識される³³。

IAS39 号改訂草案では、継続的関与を有していない範囲については部分的に認識の中止が認められ、売却損益が生じることになる。しかし、保証債務を負っている場合は継続的関与があるとされるため、当該部分については認識中止が認められない。この場合、継続的関与を有している部分については、譲渡資産の認識を継続するとともに、受取対価のうち返済を要する額を負債として計上し、借入取引として会計処理することになるため、売却損益が計上されることはない。

³² SFAS140 号は、譲渡後に存在する資産・負債の測定が信頼を持ってできない場合には、利益が計上されることを避けるため、当該資産はゼロとして測定するほか、当該負債は、譲渡人に当該取引から利益が生じない金額、すなわち、次のいずれかの大きい方の金額により計上する扱いとしている（par.71）。

取得した資産の公正価値から負担する他の負債の公正価値を控除した金額が、譲渡資産の帳簿価額を超過する金額

SFAS5 号「偶発事象の会計処理」により認識すべきこととなる金額

なお、日本基準（『金融商品会計実務指針』以下、『実務指針』38 項）および現行の IAS39 号（par.54）にもほぼ同様の規定がみられるが、IAS39 号改訂草案では削除されている。

³³ この場合、当該期の期末において、譲渡資産の認識中止時点における公正価値評価額と当該期の期首（または当該期中に最初に認識された時点）における公正価値評価額の差額が当該期の損益に計上されるとともに、保証債務の期末時点における公正価値評価額に相当する金額が当該期の損失として計上される。

八．コール・オプション付譲渡のケース

金融資産の譲渡後に譲渡人が譲渡資産全体に対しコール・オプション³⁴を有する場合の譲渡については、譲渡人がコール・オプションを行使する可能性の高低を認識中止の判断において考慮するか否かという点で、各基準・提案の会計処理が異なることになる。

FRS5号では、コール・オプションの行使可能性が高い場合には、すべての重要なリスクと経済価値が移転しているとは判断されないため、認識中止は認められない³⁵。その結果、譲渡資産を担保とする借入取引としての会計処理が行われ、譲渡により売却損益は一切計上されないことになる。他方、コール・オプションの行使可能性が低い場合には、すべての重要なリスクと経済価値が移転しているとみても差し支えないとして、認識の中止が認められる。その結果、譲渡資産全体につき認識が中止され、売却の対価として得た資産から、譲渡資産の帳簿価額を控除した差額が売却損益として計算されることになる。

SFAS140号やJWGドラフト基準においては、コール・オプションの行使可能性が高い場合には認識中止は認められないが、行使可能性が低い場合には認識中止が認められる³⁶。すなわち、コール・オプションの行使可能性が高い場合、取引の全部または一部が譲渡資産を担保とする借入取引として扱われ、譲渡によって受け取った対価について負債を計上する。一方、コール・オプションの行使可能性が低い場合には、譲渡資産の認識中止がなされるとともに、コール・オプションが新たに生じた資産として公正価値で認識される。これは、譲渡人から譲受人に対し実質的に経済的便益の移転がなされているという取引の経済的実質を重視し、譲渡資産の認識の中止を認めている

³⁴ ここでのコール・オプションは、金融資産の譲渡契約とは独立したものであり、譲渡資産が市場で容易に取引されるものではない場合に、譲渡人の一方的なコール・オプションの行使に備えるため、譲受人の譲渡資産に対する権利行使が制約される可能性があるものを想定している。

³⁵ FRS5号におけるこうした結論（par.61）は、譲渡人が譲渡資産に対してコール・オプションを有する場合、その取引のすべての側面と影響を勘案し、その評価を行うこと（par.19）によるものと考えられる。なお、コール・オプションの行使可能性が高い場合は、譲渡資産から受領した対価のうち返済を要さない額を資産から控除する形式での表示（結合表示）も認められない。ただし、譲渡人が譲渡資産の一部のみに対してコール・オプションを有する場合には、結合表示が可能である（par.86）。

³⁶ SFAS140号（pars.30, 32）では、発行時点で十分にアウト・オブ・ザ・マネーのコール・オプションは行使される可能性がほとんどなく、譲受人を制約するものではないため、譲渡資産の認識中止が認められる。さらにJWGドラフト基準（pars.59(a), 61）においても、同様にオプションの発行時に行使可能性がほとんどない場合には、譲渡資産の認識中止の制約とはならないとされている。

ものと思われる。この場合、SFAS140号では、当該資産の譲渡の結果として、売却の対価として得た資産(現金)と新たに取得した資産(コール・オプション)の公正価値から譲渡資産の帳簿価額を控除した差額が売却損益として計上される。ただし、コール・オプションの公正価値が実務的に測定困難な場合は、それをゼロで測定することが求められており、コール・オプションの取得に伴う利益計上は行われぬ(par.71)。他方、JWGドラフト基準では、当該期の期末において、譲渡資産の認識中止時点における公正価値評価額と当該期の期首(または当該期中に最初に認識された時点)における公正価値評価額の差額が当該期の損益に計上されるとともに、資産として計上されたコール・オプションの期末時点における公正価値評価額に相当する金額が当該期の利益として計上される。

これらに対し、IAS39号改訂草案では、譲渡人が行使する可能性の低いアウト・オブ・ザ・マネーのコール・オプションを有している場合についても、認識の中止を認めない扱いとしており(par.A9(g))、金融資産の譲渡に伴って損益が計上されることはない。これは、認識中止の判断において、オプションの行使可能性を考慮せず、取引の外形(形式面)を重視する取扱いがなされていることによるものと考えられる³⁷。

3. 金融資産譲渡の会計処理と利益計算の関係

本節では、2節で概観した各基準・提案の特徴を踏まえて、各基準・提案における金融資産の譲渡の会計処理、すなわち、金融資産の認識中止要件が、損益計算書における利益計算とどのような関係にあるのかを分析することとしたい。

(1) 混合モデルを前提とする基準・提案の場合

各基準・提案のうち、JWGドラフト基準以外のもの、すなわちFRS5号、SFAS140号、IAS39号改訂草案では、金融資産の評価およびその評価差額の会計処理に関し、金融資産の属性や保有目的に応じて異なる会計処理方法

³⁷ 日本基準や現行のIAS39号においても、譲渡人にコール・オプションがある場合には行使の可能性にかかわらず、認識の中止はできないとされている。日本基準については、『実務指針』33項および250項参照。また、現行IAS39号については、par.38(a)およびpar.40参照。

を使い分ける、いわゆる「混合モデル」が採用されている³⁸。こうした混合モデルを前提とした基準・提案では、譲渡の対象とされる金融資産がいかなる属性や保有目的にあるかによって、当該資産の譲渡に伴う利益計算への影響が異なり得る³⁹。以下では、取得原価または償却原価で評価されている金融資産を念頭に置いて、混合モデルを前提とする基準・提案における金融資産の譲渡の会計処理と利益計算との関係を見ていくこととする。

イ．各基準・提案の特色

FRS5号

FRS5号の一般原則においては、すべての重要なリスクと経済価値が移転していなければ金融資産の認識中止は認められないため、金融資産の譲渡において譲渡人が重要なリスクあるいは経済価値の一部を留保する場合、例えば部分的譲渡や保証のような付帯条件付譲渡の場合には、金融資産の認識中止が一切認められないこととなる。こうした会計処理においては、金融資産の認識中止の可否が「全か無か (all-or-nothing)」の形で決まることに対応して、利益計算への影響も画一的である。すなわち、金融資産の認識が中止される場合には金融資産の譲渡損益が生じるのに対し、そうでない場合には損益は一切生じず、利益計算への影響は生じない。このため、譲渡の形態にかかわらず、認識中止に伴う信頼性の低い不確実な利益の計上を避ける等の利益計算面での工夫は特になされていないものと考えられる。

その反面、こうした会計処理では、金融資産の譲渡人がリスクや経済価値を留保するような取引について、取引の実態に即した資産・負債の表示を行うことが難しいという問題がある。例えば、譲渡人が、譲渡した金融資産からのキャッシュ・フローの回収について、その一部のみを保証するような場

³⁸ 例えば、わが国における現行の金融商品にかかる会計基準においても、その評価は時価評価を基本としながらもその属性や保有目的別に異なる会計処理を行うこととされている。そして、「純粋な」時価会計、すなわち、貸借対照表上時価評価され、評価差額が損益に含まれるものは、売買目的で保有する有価証券やヘッジ以外の目的のデリバティブといった一部の金融商品に限定されている（このほか、時価評価されるものには評価差額が資本直入される「その他有価証券」もある「金融商品会計基準」第三 - 二 - 4）。

³⁹ 例えば、売買目的の金融資産のように、公正価値評価され、評価差額が直ちに損益認識される扱いとなっている金融資産の場合は、認識中止が利益計算に影響を与えることはない。他方、貸付金のように、流動性が低いため換金可能性が制約されている場合が多く、公正価値ではなく取得原価または償却原価で評価される扱いとなっている金融資産の場合は、非金融資産と同様に、その認識中止が依然として利益に対して重要な意味を持つことになる。

合、仮に FRS5 号の原則的な会計処理を適用するとすれば、譲渡人は当該金融資産の認識中止を一切認められず、受け取った対価の全額を借入取引として負債に計上することとなるが、譲渡人は必ずしも全額を保証する義務がないにもかかわらず、貸借対照表上、負担していない保証義務についても負債として表示されることになる。こうした会計処理方法が譲渡人の保有するリスクや経済価値の状況を的確に表現しているとは言い難い。

このような不都合に対して FRS5 号が設けている方策の 1 つは、いわゆる結合表示である。これは、譲渡資産の認識中止が行われない場合において、一定の条件が満たされる場合には⁴⁰、貸借対照表の資産の部において、譲渡資産の総額の認識を継続するとともに、受取対価のうち将来払戻しを要求される可能性のない金額を譲渡資産の控除項目として表示し、譲渡資産の総額からこの控除金額を控除した後の「純額」も表示するというものである⁴¹。その場合、受取対価のうち借入取引として負債に計上する金額は、受取対価の総額から、資産に控除項目として計上した金額を除いた金額となる。こうした結合表示によって、利益計算に影響を与えることなく、取引の実態を忠実に表現する⁴²ことがある程度可能になると考えられている。

さらに、FRS 5 号では、金融資産の部分的譲渡や付帯条件付譲渡に関し、一定の条件のもとで⁴³、譲渡資産の一部のみを認識中止することや、譲渡資産の全体を認識中止したうえで買戻し義務や保証債務等を負債に計上することを認める、例外的な会計処理が設けられている。ただし、この場合において、例えば、譲渡資産の帳簿価額を譲渡部分と非譲渡部分に按分する際の各金額の測定が困難であるといった理由から、利益計算上、信頼性の低い不確実な利益が算入される可能性があるときは、損失はすべて引当金として計上し、利益の認識は繰り延べることとされている。このように、FRS5 号では例外的な会計処理において、取引の実態をより忠実に反映するような貸借対照表上での資産・負債の計上が志向されてはいるものの、利益計算の影響への配慮から、別途、資産・負債の計上額の再調整が行われることとなっている。

⁴⁰ 脚注6を参照。

⁴¹ この純額は、譲渡人が当該資産への関与を継続することに伴って譲渡人に留保されるリスクとして、「当該資産の価値が失われた場合に蒙る損失の最大額」として示す意味を有すると解されている（弥永[1997]p.61）。

⁴² 大塚[1998]p.6 参照。

⁴³ 脚注7を参照。

SFAS140 号

SFAS140 号では、金融資産の譲渡において、金融資産が構成要素に分解できることを前提として、各構成要素に対する「支配」の有無に応じて認識および認識中止を判断することとされており、これにより、取引の実態に即した会計処理が可能になるとの考え方が採られている。したがって、金融資産の部分的譲渡や付帯条件付譲渡においても、支配が喪失された構成要素については認識の中止が認められ⁴⁴、また、付帯条件に伴うリスクや経済的便益の留保に関しては、新たな資産・負債の計上により対応することとされている。こうした構成要素の支配の有無に基づく会計処理と利益計算の関係は、次のとおりである。

まず、金融資産の部分的な譲渡のケースでは、譲渡部分として認識が中止される金額と受取対価の差額が損益として計上される。この場合、譲渡部分として認識が中止される金額と非譲渡部分として認識が継続される金額は、譲渡前の金融資産の帳簿価額を譲渡時の公正価値を用いて按分することにより求めることとされている。これは、取得原価または償却原価によって評価・計上されている金融資産の譲渡においては、分解して損益を認識しても特段の支障は生じないとみられることから、譲渡部分からは損益が生じ得るが、非譲渡部分については従来からの認識が継続されているに過ぎないため利益計算に影響を与えるべきではない、との考え方によるものと理解される。

また、金融資産の譲渡において保証等の付帯条件が付される場合には、金融資産の認識を中止する一方、付帯条件にかかる資産・負債を新たに公正価値で認識し、金融資産の帳簿価額と受取対価の差額、および新たに計上される資産・負債の金額相当額を損益に計上することとなる。ただし、この場合において、新たな資産・負債の公正価値の見積りが信頼性をもってできないときは、信頼性の低い不確実な利益の計上を回避するために、資産をゼロと測定する、あるいは負債を利益が計上されない金額により計上するといった会計処理が求められる⁴⁵。

⁴⁴ ただし、認識中止の判断規準である「支配」の放棄が認められるためには、別途、脚注13に示されているような倒産隔離などの要件を満たさなければならない。このため、ローン・パーティシペーションのように、FRS5号やIAS39改訂草案では認識中止が認められる一方で、SFAS140号では倒産隔離の要件を満たさないために認識中止が認められないものもある。

⁴⁵ 例えば、保証付の譲渡では、譲渡資産の認識中止がなされるとともに売却損益が計上さ

以上のように、SFAS140号では、金融資産の譲渡において譲渡人がリスクや経済的便益を留保するような場合においても、取引の実態をより忠実に反映するような資産・負債の計上が志向されているが、そうした資産・負債の計上は、利益計算の影響への配慮から制約を受ける場合があると整理することができよう。

IAS39号改訂草案

IAS39号改訂草案では、金融資産の部分的譲渡のケースについて、譲渡資産が分割可能であることを前提として、譲渡人が継続的関与を有していない部分については認識を中止し、継続的関与を有している部分は認識を継続することとされている。しかもこの会計処理は、保証等の付帯条件が付されるようなケースについても、継続的関与を有する部分の認識中止は認められないような認識中止要件が設定されている。このような考え方のもとでの、利益計算の取扱いについては、SFAS140号における金融資産の部分的な譲渡の場合と同様の処理がなされるものの、認識中止後に新たに発生する資産・負債の公正価値の測定が困難な場合に信頼性の低い不確実な利益の計上を避ける工夫は特になされていない。

ロ．小活

以上のように、いわゆる混合モデルを前提とする基準・提案では、金融資産の譲渡において譲渡人がリスクや経済価値を留保する場合に関して、基本的には、金融資産の認識中止や付帯条件にかかる資産・負債の計上を、経済取引の実態をよりよく反映する形で行おうとの考え方が採られている。しかしながら、その際、利益計算において、測定の信頼性が乏しいことによる不確実な利益の算入や元々の金融商品の属性や保有目的に馴染まない利益の計上が生じるおそれがある場合には、これを回避するために、FRS5号のように認識中止要件として比較的認められ難い要件を基本としたうえで表示方法において工夫しているものから、SFAS140号のように比較的認められ易い要件を設定しているものまで、程度の差こそあるものの、資産・負債の計上に一定の制約が設けられているといえよう。

れることになるが、保証債務の公正価値の測定が困難な場合には売却益は計上されないような会計処理が行われる（脚注32参照）。

(2) 全面公正価値モデルを前提とする提案の場合

JWG ドラフト基準の「構成要素アプローチ」では、金融商品の構成要素ごとに認識および認識中止を判断することとされている。譲渡人がリスクや経済価値を留保する部分的譲与や付帯条件付譲渡においても、構成要素ごとに認識中止が認められるとともに、付帯条件にかかる資産・負債が計上される。この場合、非譲渡部分の認識継続や付帯条件にかかる資産・負債の計上は公正価値によって行われ、期末には、認識が継続された構成要素の公正価値評価額および認識中止時点における認識中止部分の公正価値評価額の合計額と、当該期の期首（または当該期中に最初に認識された時点）における譲渡前の金融商品の公正価値評価額の差額が、当該期の損益に計上されるとともに、付帯条件にかかる資産・負債の期末時点における公正価値評価額に相当する金額も、当該期の損益に算入される。

このように、JWG ドラフト基準では、金融商品の構成要素ごとの公正価値による認識および認識中止によって、経済取引の実態をよりよく反映した資産・負債の計上が行われると考えられている⁴⁶。しかも、部分的譲渡や付帯条件付譲渡について認識中止が認められる場合でも、SFAS140号とは異なり、公正価値の見積りが可能でない場合に信頼性の低い不確実な利益の計上を避けたり、非譲渡部分にかかる損益の計上を避けたりするような、利益計算面での工夫はなされていない⁴⁷。これは、すべての金融商品およびその構成要素については、その公正価値を信頼性のある計数として測定することができ、そうした公正価値評価額の差額等が、金融商品の保有や譲渡に伴う損益を最も適切に表わす、といった JWG ドラフト基準のそもそもの前提に立ったものであると考えられる。このように、全面公正価値モデルを前提とする場合には、金融資産の譲渡の会計処理において、利益計算との関係から測定の信頼性や譲渡資産の属性や保有目的に対する考慮が求められることはないという意味で、利益計算は、金融資産の譲渡の会計処理を検討するうえでの制約

⁴⁶ ただし、前述のとおり、JWG ドラフト基準の「実質を有する譲渡」(脚注22参照)として、保証債務により受け取った対価を返還する義務を有している場合には、譲渡人は払い戻す可能性のある対価の最大額を負債として認識する必要がある。

⁴⁷ 例えば、譲渡資産にかかる行使可能性が低いコール・オプションや金融資産の部分譲渡における非譲渡部分は、JWG ドラフト基準の一般原則に基づき、いずれも公正価値で測定、認識され、SFAS140号にあるような公正価値の見積りが可能でない場合の規定は設けられていない。

条件とはならないのではないかと考えられる⁴⁸。

4．金融資産の譲渡の会計処理のあり方に関する若干の考察

金融資産の譲渡の会計処理、とりわけ、譲渡人がリスクや経済価値を留保する場合の会計処理を考えるに当たっては、金融資産が個々の構成要素に分解して取引されるという実態が一般的であれば、金融資産を構成要素に分解して会計処理していく方向が望ましいと考えられる。この点、FRS5号では金融資産を不可分なものとして捉えているため、利益計算に信頼性の低い不確実な利益が算入されることはないものの、当該資産の属性や保有目的にかかわらず、利益計算への影響は画一的である。さらに、FRS5号は、すべての資産を適用対象とするものであるが、金融資産については、結果として、部分的な認識中止のように、いわば金融資産を分解して捉える例外処理が適用される場合が多いと考えられる。そうだとすれば、金融資産については、FRS5号のように1つの単位として不可分なものとして捉えたうえで多くの例外処理を認めるよりも、はじめから構成要素に分解して考える方が妥当であると考えられる。

金融商品を構成要素に分解して会計処理していくものとしては、SFAS 140号とJWGドラフト基準がある。このうち、前節でみたように、全面公正価値モデルを前提とするJWGドラフト基準では、基本的に、金融商品の構成部分ごとの公正価値に基づく認識・認識中止という取扱いが一貫して採られており、利益計算の制約は受けないのに対し、混合モデルを前提とする基準・提案では、経済取引の実態に即した資産・負債の計上が、利益計算への配慮によって制約を受ける場合がある。

これらのうち、いずれの取扱いが望ましいかを評価するためには、金融資産の譲渡の会計処理という特定の問題に閉じた検討のみを行うことでは足りず、その前提となる会計モデル全体について検討する必要があると思われる。

⁴⁸ なお、金融資産の認識中止の可否は、利益計算に影響を及ぼさない場合でも、負債比率や自己資本比率といった貸借対照表関連の財務指標（広い意味でのリスク指標）には影響を及ぼす場合がある。すなわち、金融資産の売却処理が行われた結果、得られたキャッシュが当該資産と同額の場合、総資産に変化はないが、このキャッシュを既存の借入金等の債務の返済に充当する場合には、負債も減少することになり、総資産の圧縮を図ることができるという効果がある。さらに、銀行においては、このような資産の振替によって、BIS規制上リスク・ウエイトの高い資産を売却処理する一方、リスク・ウエイトがゼロのキャッシュを認識することになるので、リスク・アセットを圧縮することになり自己資本比率を向上させる効果もある。

例えば、JWG ドラフト基準が前提とする全面公正価値モデル全体について、すべての金融商品の公正価値を信頼性のある計数として測定できるという前提の妥当性、金融商品の保有目的という経営者の意図を一切反映しない会計情報の有用性、とりわけ、すべての金融商品について公正価値評価額の差額を利益と捉える考え方の妥当性、といった観点から検証を行う必要があると考えられる⁴⁹。

以下では、現行制度上の混合モデルを前提としたうえで、金融資産の譲渡の会計処理として、財務構成要素アプローチに基づく会計処理のあり方について、若干の考察を加えることとする。

(1) 利益計算面からの制約条件

前述のとおり、混合モデルにおける金融資産の譲渡の会計処理は、測定の信頼性や譲渡資産の属性や保有目的を考慮することにより、利益計算からの制約を受けている。そこで、ここでは、こうした利益計算面からの制約条件について、その必要性や適用方法を見直す余地があるのかどうか、みていくこととしたい。

イ．測定の信頼性

前述のように、混合モデルを前提とした基準・提案のもとでの金融資産の譲渡にかかる会計処理においては、測定の信頼性が乏しいことによる不確実な利益の計上を回避するという観点から、付帯条件付譲渡にかかる資産・負債の計上額について調整が求められる場合がある⁵⁰。こうした場合、必ずし

⁴⁹ 金融資産の譲渡の会計処理を検討するに当たって、従来の混合モデルと全面公正価値モデルのどちらを前提とすべきかという問題がある。全面公正価値モデルを巡る理論的な論点の整理・考察を行うものとして、例えば、宮田・吉田[2002]は、こうした全面公正価値モデルによる情報が投資家の意思決定に有用な情報を提供するのかどうかという点について検討している。そこでは、会計情報の有用性のためには、投資家と企業間の情報の非対称性を縮小させることに役立つ情報提供がなされる必要があるが、現行の会計基準の前提である混合モデルは、「経営者の意図」を重視することにより、企業の経営実態に即した内部情報を提供することになる一方、全面公正価値モデルでは、会計情報の「比較可能性」を重視するあまり、企業の実態の伝達が妨げられることなどが、問題点として指摘されている。

⁵⁰ 前述のように、FRS5号、IAS39号改訂草案では、留保リスク・便益が存在する場合には、その測定の信頼性にかかわらず、認識中止そのものが困難な場合として扱われている。

も、調整後の資産・負債が取引の実態を十分に反映しているとはいえない場合も生じるものと考えられる。

この点、少なくとも現時点では、すべての金融商品およびその構成要素の公正価値を信頼性をもって測定できる状況にはなっていないため、信頼性の要件を除外することは、利益情報の信頼性を低下させることになり、適当でないと考えられる。もっとも、信頼性をもって測定できる金融商品およびその構成要素の範囲は、市場取引や測定モデルの発展に伴って変わり得るため、そうした変化に応じて、利益計算からの制約条件をクリアし、認識中止が認められる構成要素等の範囲を見直していくことは、今後の可能性として考えられるであろう。

ロ．譲渡資産の属性および保有目的

金融資産の部分的譲渡において、譲渡部分の認識中止を認めつつ、引き続き認識される非譲渡部分については、従来の金融資産と同一の属性や保有目的が継続していると捉え、したがって、元々の金融商品の属性や保有目的に馴染まない利益の計上を回避するという観点から、非譲渡部分の資産の評価額（貸借対照表額）は従来の金融資産の帳簿価額を前提とするという取扱いがなされている。このような会計処理は、部分的譲渡により非譲渡部分の属性や保有目的が変更されたと捉えるのは妥当ではないという画一的な考え方によるものである。

しかし、こうした場合、必ずしも、非譲渡部分の資産の帳簿価額が取引の実態を十分に反映しているとはいえない場合も生じるものと考えられる。例えば、譲渡の可能性がない（それゆえに公正価値の変動を評価額に反映させる必要はない）として取得原価で計上されている資産につき、全部譲渡と一部買戻しの組み合わせと類似するような取引がなされた場合など、取得原価による計上の根拠とされていた非譲渡部分の属性や保有目的自体の捉え方が変わってくる可能性がある場合もあると考えられる。このような場合に、非譲渡部分の資産の評価額は変更後の属性や保有目的を反映すべきであり、なお非譲渡部分につき取引前と同様の評価方法を適用することは、かえって取引の実態にそぐわないということも考えられる。譲渡資産の属性や保有目的を考慮することが欠かせないのであれば、部分的譲渡に伴い非譲渡部分の属性や保有目的が変化したと捉え得るケースがあるかどうかについて、今後、市場取引の実態や財務諸表利用者の情報ニーズなどを踏まえて、検討していく

余地もあろう⁵¹。

(2) 金融資産の譲渡の会計処理のあり方

このように、金融資産の認識・認識中止要件を考えるうえで、どこまで利益計算面からの制約条件をかけていくか（制約条件の具体的な適用方法）については、若干の検討の余地があり得るとしても、測定の信頼性や譲渡資産の属性や保有目的を考慮し、利益計算面からの制約をかけていくという基本的な考え方自体は、混合モデルを前提とする以上、適当と考えられる。そこで、従来の混合モデルのもとで、このような基本的な考え方を維持しつつ、金融資産の譲渡における留保リスク・便益に関する経済的実態をより適切に反映した会計情報を提供するためには、どのような工夫の余地があり得るのかについて、注記情報を活用する方法と、貸借対照表における資産・負債の計上額を調整する方法とに分けて、考えることとしたい。

イ． 注記情報の活用

利益計算面からの制約条件の必要性を基本的に維持しつつ、貸借対照表と損益計算書による情報開示を補完するための方策の1つとしては、国際的な会計基準で求められているように、測定の信頼性が低い場合の留保リスク・便益や簿価を按分して測定された非譲渡部分の公正価値情報を示すなど、本来資産・負債に計上されてしかるべきであった金額（例えば譲渡人に留保されたリスク・便益の公正価値評価額）を注記情報として開示するという方法が考えられよう。

ただし、こうした情報の提供を強制開示として要求するのか、自発的開示に委ねるのかは、証券化取引に関する自発的開示の促進に向けた取組み⁵²や強制開示に伴うコスト・ベネフィット等を踏まえて、検討する必要があるだろう。

⁵¹ 例えば、金融資産を優先部分と劣後部分に分割して優先部分を譲渡し、劣後部分を非譲渡部分として引き続き保有するような場合、非譲渡部分の属性や保有目的が変化したとして捉えられるかもしれない。

⁵² 例えば、証券フォーラム[2004]では、証券化実務の参考に資するため、各証券化商品ごとの情報開示のテンプレート（標準的な開示項目、推奨フォーマット）が提示されている。

ロ． 貸借対照表における資産・負債の計上額の調整

金融資産の譲渡の会計処理において、現状、利益計算への配慮から貸借対照表上の資産・負債の計上額が調整を余儀なくされている場合への対応としては、損益計算書とは別に、貸借対照表の当該資産・負債の計上額を調整する方策もあり得ると考えられる。すなわち、利益計算に算入することが不適当と考えられる信頼性の低い不確実な利益については、従来どおり損益計算書に算入しない一方、貸借対照表上は情報提供の観点から本来あるべき金額（例えば譲渡人に留保されたリスク・便益の公正価値評価額）に調整する方法である。

ただし、貸借対照表上の資産・負債の計上額を調整する場合、貸借対照表の情報提供機能を拡充しつつ、損益計算書上の利益概念を維持できるが、貸借対照表上で新たに公正価値で認識することによって生じた公正価値評価差額の処理をどのように行うかといった点を別途、検討しなければならないことに留意する必要がある⁵³。

5．おわりに

今までみてきたとおり、金融資産の譲渡の会計処理は、金融資産が細分化されて取引されるという証券化取引の実態、特にそうした取引における留保リスク・便益の状況を貸借対照表上、適切に表示する、という情報ニーズに応える形で検討が進められてきた。しかし、現行の会計基準のモデルの前提である混合モデルにおいて検討するうえでは、損益計算書の利益計算面との整合性、特に、会計情報としての測定信頼性や、譲渡対象である金融資産の属性や保有目的との関係の検討も重視されており、現在、貸借対照表上での証券化取引の実態の開示は、あくまでその制約下での検討にとどまっている段階であると考えられる。

今後、貸借対照表における証券化取引の実態開示と損益計算書における利益計算といった異なる目的を達成する方向で金融資産の譲渡の会計処理を検討するに当たっては、以下のようなアプローチが考えられるであろう。

⁵³ 例えば、この公正価値評価差額の処理方法の1つとして、B/SとP/Lの連携を緩和する場合には、いわゆる資本直入（ないしは、いわゆる「その他の包括利益」への計上）を行う方法も考えられる。同様の手法は、既に、いわゆる「その他の有価証券」の会計処理に関して採用されているところである。なお、ここでB/SとP/Lの連携とは、B/S上の資産・負債の変動額が、当該変動が生じた期におけるP/L上の損益に反映されていることを意味する。

まず、貸借対照表上で証券化取引の実態の開示ニーズに最優先に応えるために、現行基準が前提としている混合モデルに代えて JWG ドラフト基準のような全面公正価値モデルを採用することで、損益計算書の利益計算の制約をなくすことも 1 つの方法であろう。しかし、あらゆる局面で公正価値測定を信頼性をもって行うことができるとの仮定をおくことには無理があるほか、貸借対照表上で証券化取引の実態を開示するために、資産の属性や保有目的を無視してすべての金融商品を公正価値評価し、評価差額を利益認識することで、現行の会計基準の前提となっている混合モデルを排除することは本末転倒であると考えられる。

このため、混合モデルを前提としながら、証券化取引の実態開示をさらに拡充する方法が、より現実的と考えられる。具体的には、利益計算上の制約条件の適用方法を工夫することや、注記情報を拡充することにより貸借対照表と損益計算書を補完することが考えられよう。また、さらに一歩進めれば、損益計算書とは別に、貸借対照表における資産・負債の計上額を調整するなど、貸借対照表面での情報提供機能を拡充することも解決策の 1 つだと思われる。

【参考文献】

- 秋葉賢一、「証券化における金融資産の譲渡に関わる会計処理 - SFAS 第 125 号の概要と、わが国における今後の議論の展開に当たって - 」、『商事法務』No.1434、商事法務研究会、1996 年
- 大塚宗春、「金融資産の認識の中止に関する一考察」、『早稲田商学』第 377 号、1998 年
- 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、1999 年
- 証券化フォーラム、「報告書」、日本銀行金融市場局、2004 年
- 平松一夫、広瀬義州、『FASB 財務会計の諸概念 < 増補版 > 』、中央経済社、2002 年
- 日本公認会計士協会、「金融商品会計に関する実務指針」、2000 年(最終改正 2002 年 9 月)
- 宮田慶一、「金融資産の譲渡の会計処理 - 留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中心に - 」、『金融研究』第 23 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2004 年 a
- 、「オフバランス化とリスク・経済価値の認識」、『企業会計』Vol.56 No.8、中央経済社、2004 年 b
- ・吉田慶太「金融商品の全面公正価値評価を巡る理論的論点の整理」、日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ 2002-J-7、日本銀行金融研究所、2002 年
- 弥永真生、「資産・負債の認識の中止と企業会計法」、『商法会計に係る諸問題』、企業財務制度研究会、1997 年
- 山田辰己、「IASB 会議報告(第 8 回会議)」、『JICPA ジャーナル』No.560、日本公認会計士協会、2002 年
- Accounting Standards Board, “Financial Reporting Standard No.5, Reporting the substance of transactions,” 1994.
- Financial Accounting Standards Board, “Statement of Financial Accounting Standards No.140, Accounting for Transfers and Serving of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities, a replacement of FASB Statements No.125,” 2000. (日本公認会計士

協会国際委員会訳『財務会計基準書第140号、金融資産の譲渡およびサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理、FASB 基準書第125号の更新』)

International Accounting Standards Committee, "IAS39, Financial Instruments: Recognition and measurement," 1999(revised 2000). (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』、同文館、2001年)

International Accounting Standards Board, "Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition and measurement", 2002.

———, "IASB Update," May 2003a.

———, "IAS39, Financial Instruments: Recognition and measurement," 2003b.

Joint Working Group of standard-setters, "Financial Instruments and Similar Items," 2000. (日本公認会計士協会訳『金融商品および類似項目』)